

小委員会交渉の概要

交渉日：令和6年11月11日（月）14時40分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 労務担当部長、制度企画課長、職員支援課長、人事制度担当課長

都労連 副執行委員長、書記長、書記次長

事項	組合主張	当局主張
ハラスメント防止に向けた更なる取組について	○実効性のある取組となるよう要求 ○あらゆるハラスメントの根絶に向け、ハラスメント防止連絡会議を積極的に運用し、更なる取組の強化も要求	○職場におけるカスタマー・ハラスメント防止に関する基本方針を策定 ○職場におけるカスタマー・ハラスメントに適切に対応するため、職員向けのマニュアルを作成 ○これらの内容については、ハラスメント防止連絡会議の場において、今年度から順次意見交換を実施
地域手当、特地域勤務手当及びへき地手当の見直しについて	○見直しにより、月収水準が引き下がり不利益が生じることは断じて認められない ○都の実情を十分に踏まえ、島しょ行政の継続性・安定性、人材確保の観点をはじめ、島しょ職員の処遇改善につながるよう、都労連要求に基づき、直ちに提案を見直すことを改めて強く要求	○地域手当等の支給水準に関しては、人事委員会勧告の意見において、地域の区分に応じて支給される関連手当も考慮し、所要の調整を行うことが適当 ○総務省の給与分科会においても、地域手当の支給割合が現行と比して著しく上昇する場合は、住民の理解と納得が得られるものとなるよう適切に対応する必要 ○こうした内容を踏まえ、前回の修正案以上の措置は非常に困難
会計年度任用職員の報酬額の改定時期に係る取扱いの見直しについて	○報酬額の改定時期を常勤職員と同様の取扱いとしたことは評価。一方、一部の会計年度任用職員の報酬額の改定時期を常勤職員と同様の取扱いとしないことは、均等待遇の観点からも断じて認められない ○全ての会計年度任用職員の報酬額の改定時期が常勤職員と同様の取扱いとなるよう直ちに見直すことを改めて強く要求	○一会計年度において任用される期間が3月以内の者及び1週間当たりの所定の勤務時間が15時間30分未満の者を除く会計年度任用職員について、改定の実施時期を常勤職員に準じる旨、前回提案しているが、本内容は国の非常勤職員の対象範囲と同等 ○技術的助言において、国の取扱いを参考にしつつ、適切に設定することとされていることなどを踏まえると、これ以上の対象範囲の拡大は困難
両立支援制度について	○全ての職員が育児や介護等の事情にかかわらず活躍できるよう、国の制度改正を待つことなく、都の判断で条例・規則を改正し、踏み込んだ制度改善を図るよう	○職員の勤務条件に関しては、地方公務員法において、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないと規

事項	組合主張	当局主張
両立支援制度について (続き)	強く要求 ○休暇制度については、制度を活用できない、又は活用しにくい職場における環境整備が重要な課題 ○全ての職場において、希望する職員が制度を活用できるよう、更なる制度改善と併せて、仕事量に見合った人員配置をはじめ、実効性のある方策を講じるよう強く要求	定。国や他団体の動向も踏まえながら、慎重な検討が必要